

「佐倉市障害者計画・第3次改訂版(素案)」に寄せられた意見 と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成19年12月14日から 平成19年12月28日まで
意見募集結果	意見提出者数： 2名 意見数： 11件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 2件 原案のとおりとしたもの 9件

(2) 意見の内容と市の考え方

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	障害者福祉アンケート調査や障害者団体への聞き取りについてのデータを資料編に掲載して欲しい。	各種調査資料については、別冊とし市のホームページに掲載します。	無
2	この第3次改定版(素案)を推進する大きな役割を担うと思われる「佐倉市自立支援協議会」のあり方(部会)が、この素案からは具体的に見えてきません。 この部会で協議されたことは、どれくらいの決定力を持つのでしょうか。四つの部会が、本当に実行力を持った部会で、これを具体的に実践してくれればと思います。部会のあり方を具体的に示して下さい。	自立支援協議会は、障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加を求めネットワークを構築し連携を強化することで、障害者施策を効果的に実施していくものであります。	無
3	自立支援協議会のフロー図(P25)のなかで、「今後必要とされる社会資源の整備などの方向性を協議する。」とあるが、現在ある市内の社会資源を資料編に掲載して欲しい。	「障害者福祉のしおり」に、相談窓口、福祉団体、関係機関等を掲載しておりますが、今後、市のホームページ等への掲載も充実してまいります。	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
4	<p>P17、 精神障害者 自立支援医療費（精神通院）受給者が1,200人を超えています。市内には精神障害の方たちの病院もありません。これからも複雑な社会でストレスを抱える人たちが増え精神に障害を持つ人は増えていくと思われます。積極的な支援を望みます。</p>	<p>障害者自立支援法の施行により、身体、知的、精神と障害種別に分かれていた制度が一元化されましたが、精神障害者に対する福祉サービスの充実が今後の課題と認識しております。</p>	無
5	<p>P27、第4章 啓発・権利擁護 の 施策の方針。 市職員が障害者に対する理解を深めるための研修及び交流を実施し、施策を推進して下さい。</p>	<p>P27、施策の方針の「(3) 市民等が障害を学ぶ機会を増やします。」の項に、「障害に対する職員意識の一層の向上を図り、障害特性に配慮した各種施策を推進します。」を施策の方針として加えます。</p>	有
6	<p>P29、第4章 相談・情報提供 の 現状と課題。 相談の現状について記述して下さい。</p>	<p>P29、第4章 相談・情報提供の「現状と課題」に、相談に関するアンケート調査の結果から、「相談相手として、家族・親戚などが多数となっていますが、信頼できる相談者と身近な場所でいつでも相談に応じてくれる窓口が求められています。」を追加記述します。</p>	有
7	<p>P30、第4章 相談・情報提供 の 施策の方針。 「障害特性に配慮した相談支援事業所の整備を推進します。」とあるが、特に支援体制の遅れている精神障害者への対応について、適切に対応できる体制を早急に整備して下さい。 (専門家の配置、医療機関との連携確立)</p>	<p>障害者自立支援法による相談支援事業は、障害種別にかかわらず、一般的な相談支援に対応することとなっています。この相談支援事業所の開設には、県が行う相談支援従事者研修を受けたものを配置することが義務付けられています。 市としては当面障害福祉サービスの利用相談など一般的な相談を範囲とし、専門的な知識及び技術を必要とする相談については県の役割となりますので、保健所との連携を図り取り組んでまいります。</p>	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
8	<p>P32、第4章 情報・コミュニケーション の施策の方針。</p> <p>(3)「障害のある人の集いの場の確保に努めます。」とあるが、精神障害者の多くは自宅に引きこもっています。行きたい時に気軽に行ける、安心できる場となる居場所(たまり場)の確保を記述に加えて下さい。</p> <p>併せて、「居場所(たまり場)を地域ごとに作ります。」を追加して下さい。</p>	<p>ご意見については、「(3)障害のある人の集いの場の確保に努めます。」に含まれていると考えております。</p>	無
9	<p>P37、第5章 生活支援 の施策の方針。</p> <p>日常活動の支援として、自宅に家に引きこもっている精神障害者に対する訪問支援活動への取り組み、居場所(たまり場)づくりについて、施策の方針として下さい。</p>	<p>第5章 保健・医療 の「(3)精神保健福祉体制の充実」に包括していると考えていますが、訪問支援活動は、県の役割となりますので、保健所との連携を図り取り組んでまいります。</p>	無
10	<p>P39、第5章 生活環境 の施策の方針。</p> <p>(2)「安心のまちづくり」は、災害時だけではなく、日常的な支援活動として、地域で支えあう体制づくりも重要です。</p>	<p>ここでは災害時に絞り込んだものとしています。</p> <p>地域で支えあう体制は、啓発等による障害に対する理解を深めることによりつくられていきます。</p> <p>その意味では第4章 啓発・権利擁護 に含まれていると考えております。</p>	無
11	<p>P46、第5章 保健・医療 の施策の方針。</p> <p>精神障害者の現状把握を行い、ニーズに合った体制を早急に整備して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害の専門職員の配置。 ・心の健康に関する啓発、相談事業の推進。 ・市内に精神科の入院体制を整備。 ・在宅療養(ひきこもり含む)の生活支援のための総合的サービス調整や医療機関との連絡調整の強化。 	<p>「(3)精神保健福祉体制の充実」に含まれていると考えていますが、いずれも県の役割となりますので、保健所との連携を図り取り組んでまいります。</p>	無

